

第 61 号議案

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出いたします。

令和 7 年 3 月 1 7 日

群 馬 県 教 育 委 員 会
教育長 平田 郁美

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則について

学校人事課

1. 改正の概要

会計年度任用職員の勤勉手当の成績率の改正及び別表に定める通勤手当額の改正をするもの

2. 改正内容

- (1) 会計年度任用職員の勤勉手当の成績率を改正する。
- (2) 別表に定める通勤手当額を改正し、令和7年4月1日から交通用具使用者に係る通勤手当額を引き下げる。

3. 施行期日

令和7年4月1日

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和七年 月 日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第 号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する

規則

（群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正）

第一条 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年群馬県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の八第一項第一号中「百分の百二十一・五以上百分の二百五」を「百分の百二十四以上百分の三百十五」に改め、同項第二号中「百分の百十以上百分の百二十一・五」を「百分の百十二・五以上百分の百二十四」に改め、同項第三号中「百分の九十八・五」を「百分の百一」に改め、同項第四号中「百分の九十八・五未満」を「百分の九十二・五以下」に改める。

別表第四中

二、二八〇円	二、九三〇円	四、一〇〇円	四、二三〇円	四、八八〇円	五、五三〇円	六、一八〇円	六、八三〇円	七、四八〇円	八、一三〇円	八、七八〇円	九、四三〇円	一〇、〇九〇円	一〇、七四〇円	一一、三九〇円	一二、〇四〇円	一二、六九〇円
二、二六〇円	二、九〇〇円	四、一〇〇円	四、二〇〇円	四、八四〇円	五、四九〇円	六、一三〇円	六、七八〇円	七、四二〇円	八、〇七〇円	八、七一〇円	九、三六〇円	一〇、〇一〇円	一〇、六五〇円	一一、三〇〇円	一一、九四〇円	一二、五九〇円

一三、三四〇円	一三、九九〇円	一四、六四〇円	一五、二九〇円	一五、九四〇円	一六、五九〇円	一七、二四〇円	一七、八九〇円	一八、五四〇円	一九、一九〇円	一九、八五〇円	二〇、五〇〇円	二一、一五〇円	二一、八〇〇円	二二、四五〇円	二三、一〇〇円	二四、五〇〇円	二五、一五〇円	二五、八〇〇円	二六、四五〇円	二八、二二〇円	二八、八七〇円	二九、五二〇円	三〇、一七〇円	三一、七五〇円	三二、四〇〇円	三三、〇六〇円	三三、七一〇円	三五、一三〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

一三、二三〇円	一三、八八〇円	一四、五二〇円	一五、一七〇円	一五、八二〇円	一六、四六〇円	一七、一一〇円	一七、七五〇円	一八、四〇〇円	一九、〇四〇円	一九、六九〇円	二〇、三三〇円	二〇、九八〇円	二一、六三〇円	二二、二七〇円	二二、九二〇円	二四、三一〇円	二四、九六〇円	二五、六〇〇円	二六、二五〇円	二八、〇一〇円	二八、六六〇円	二九、三〇〇円	二九、九五〇円	三一、五三〇円	三二、一七〇円	三二、八二〇円	三三、四六〇円	三四、八八〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に、

「二七四円」を「一七五

三五、七八〇円
三六、四三〇円
三七、〇八〇円
三八、三九〇円
三九、〇四〇円
三九、六九〇円
四〇、三四〇円
四一、五六〇円
四二、二一〇円
四二、八六〇円
四三、五一〇円
四四、六六〇円
四五、三二〇円
四五、九七〇円
四六、六二〇円
四七、七〇〇円
四八、三五〇円
四九、〇〇〇円
四九、六五〇円
五〇、六九〇円
五一、三四〇円
五一、九九〇円
五二、六四〇円

三五、五二〇円
三六、一七〇円
三六、八一〇円
三八、一二〇円
三八、七七〇円
三九、四一〇円
四〇、〇六〇円
四一、二七〇円
四一、九二〇円
四二、五六〇円
四三、二一〇円
四四、三五〇円
四五、〇〇〇円
四五、六五〇円
四六、二九〇円
四七、三七〇円
四八、〇一〇円
四八、六六〇円
四九、三〇〇円
五〇、三四〇円
五〇、九八〇円
五一、六三〇円
五二、二八〇円

円」に、「十三・二」を「十三・四」に改める。

別表第五中

三三〇円
三六〇円
三九〇円
四二〇円

を

三二〇円
三五〇円
三八〇円
四一〇円

に、

一、七三〇円
一、七〇〇円
一、六七〇円
一、六一〇円
一、五七〇円
一、五四〇円
一、五一〇円
一、四四〇円
一、四一〇円
一、三七〇円
一、三四〇円
一、二六〇円
一、二三〇円
一、二〇〇円
一、一七〇円
一、一〇〇円
一、〇七〇円
一、〇四〇円
一、〇一〇円
九八〇円
九五〇円

六四〇円
六七〇円
七〇〇円
七三〇円
七六〇円
七九〇円
八二〇円

を

一、七二〇円
一、六九〇円
一、六六〇円
一、五九〇円
一、五六〇円
一、五三〇円
一、五〇〇円
一、四三〇円
一、四〇〇円
一、三六〇円
一、三三〇円
一、二五〇円
一、二二〇円
一、一九〇円
一、一六〇円
一、〇九〇円
一、〇六〇円
一、〇三〇円
一、〇〇〇円
九七〇円
九四〇円

六三〇円
六六〇円
六九〇円
七二〇円
七五〇円
七八〇円
八一〇円

に、

一、七七〇円
一、八三〇円
一、八六〇円
一、八九〇円
一、九二〇円
一、九八〇円
二、〇一〇円
二、〇四〇円
二、〇七〇円
二、一三〇円
二、一六〇円
二、一九〇円
二、二二〇円
二、二七〇円
二、三〇〇円
二、三三〇円
二、三六〇円
二、四一〇円
二、四四〇円
二、四八〇円
二、五一〇円

を

一、七五〇円
一、八二〇円
一、八五〇円
一、八八〇円
一、九一〇円
一、九七〇円
二、〇〇〇円
二、〇三〇円
二、〇六〇円
二、一一〇円
二、一四〇円
二、一七〇円
二、二〇〇円
二、二六〇円
二、二九〇円
二、三二〇円
二、三五〇円
二、四〇〇円
二、四三〇円
二、四六〇円
二、四九〇円

に改める。

（群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和六年群馬県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十八条の八第一項第一号から第三号まで」を「第十八条の八第一項各号」に、「百分の二百五」を「百分の三百十五」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表(第1条関係)

改正後

○群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則

令和二年三月三十一日教育委員会規則第二十三号

(勤勉手当の成績率)

第十八条の八 成績率は、公立学校等会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該公立学校等会計年度任用職員が次の各号に掲げる公立学校等会計年度任用職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第六条の二第一項の公立学校等会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 勤務成績が特に優秀な公立学校等会計年度任用職員 百分の百二十四以上百分の三百十五 以下

二 勤務成績が優秀な公立学校等会計年度任用職員 百分の百十二・五以上百分の百二十四未満

三 勤務成績が良好な公立学校等会計年度任用職員 百分の百一

四 勤務成績が良好でない公立学校等会計年度任用職員 百分の九十二・五以下

2 前項の場合において、公立学校等会計年度任用職員の成績率を同項第四号に該当するものとして定める場合には、当分の間、教育委員会の定めるところによるものとする。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる公立学校等会計年度任用職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、教育委員会が定める。

別表第四（第十九条関係）

交通用具の種類	自動車又は原動機付自転車		自転車
	四輪のもの	二輪のもの	
二キロメートル以上三キロメートル未満	二、〇〇〇 円	二、〇〇〇 円	二、三〇〇 円

改正前

○群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則

令和二年三月三十一日教育委員会規則第二十三号

(勤勉手当の成績率)

第十八条の八 成績率は、公立学校等会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該公立学校等会計年度任用職員が次の各号に掲げる公立学校等会計年度任用職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第六条の二第一項の公立学校等会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 勤務成績が特に優秀な公立学校等会計年度任用職員 百分の百二十一・五以上百分の二百五以下

二 勤務成績が優秀な公立学校等会計年度任用職員 百分の百十以上百分の百二十一・五 未満

三 勤務成績が良好な公立学校等会計年度任用職員 百分の九十八・五

四 勤務成績が良好でない公立学校等会計年度任用職員 百分の九十八・五未満

2 前項の場合において、公立学校等会計年度任用職員の成績率を同項第四号に該当するものとして定める場合には、当分の間、教育委員会の定めるところによるものとする。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる公立学校等会計年度任用職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、教育委員会が定める。

別表第四（第十九条関係）

交通用具の種類	自動車又は原動機付自転車		自転車
	四輪のもの	二輪のもの	
二キロメートル以上三キロメートル未満	二、〇〇〇 円	二、〇〇〇 円	二、三〇〇 円

改正後					改正前				
三キロメートル以上四キロメートル未満	<u>二、二六〇</u> 円				三キロメートル以上四キロメートル未満	<u>二、二八〇</u> 円			
四キロメートル以上五キロメートル未満	<u>二、九〇〇</u> 円				四キロメートル以上五キロメートル未満	<u>二、九三〇</u> 円			
五キロメートル以上六キロメートル未満	四、一〇〇 円	四、一〇〇 円	四、一〇〇 円		五キロメートル以上六キロメートル未満	四、一〇〇 円	四、一〇〇 円	四、一〇〇 円	
六キロメートル以上七キロメートル未満	<u>四、二〇〇</u> 円				六キロメートル以上七キロメートル未満	<u>四、二三〇</u> 円			
七キロメートル以上八キロメートル未満	<u>四、八四〇</u> 円				七キロメートル以上八キロメートル未満	<u>四、八八〇</u> 円			
八キロメートル以上九キロメートル未満	<u>五、四九〇</u> 円				八キロメートル以上九キロメートル未満	<u>五、五三〇</u> 円			
九キロメートル以上十キロメートル未満	<u>六、一三〇</u> 円	六、五〇〇 円	六、五〇〇 円		九キロメートル以上十キロメートル未満	<u>六、一八〇</u> 円	六、五〇〇 円	六、五〇〇 円	
十キロメートル以上十一キロメートル未満	<u>六、七八〇</u> 円				十キロメートル以上十一キロメートル未満	<u>六、八三〇</u> 円			
十一キロメートル以上十二キロメートル未満	<u>七、四二〇</u> 円				十一キロメートル以上十二キロメートル未満	<u>七、四八〇</u> 円			
十二キロメートル以上十三キロメートル未満	<u>八、〇七〇</u> 円				十二キロメートル以上十三キロメートル未満	<u>八、一三〇</u> 円			
十三キロメートル以上十四キロメートル未満	<u>八、七一〇</u> 円				十三キロメートル以上十四キロメートル未満	<u>八、七八〇</u> 円			
十四キロメートル以上十五キロメートル未満	<u>九、三六〇</u> 円				十四キロメートル以上十五キロメートル未満	<u>九、四三〇</u> 円			
十五キロメートル以上十六キロメートル未満	<u>一〇、〇一〇</u> 円	八、九〇〇 円	八、九〇〇 円		十五キロメートル以上十六キロメートル未満	<u>一〇、〇九〇</u> 円	八、九〇〇 円	八、九〇〇 円	
十六キロメートル以上十七キロ	<u>一〇、六五</u>				十六キロメートル以上十七キロ	<u>一〇、七四</u>			

改正後					改正前				
メートル未満	<u>〇円</u>				メートル未満	<u>〇円</u>			
十七キロメートル以上十八キロメートル未満	<u>一一、三〇</u> <u>〇円</u>				十七キロメートル以上十八キロメートル未満	<u>一一、三九</u> <u>〇円</u>			
十八キロメートル以上十九キロメートル未満	<u>一一、九四</u> <u>〇円</u>				十八キロメートル以上十九キロメートル未満	<u>一二、〇四</u> <u>〇円</u>			
十九キロメートル以上二十キロメートル未満	<u>一二、五九</u> <u>〇円</u>				十九キロメートル以上二十キロメートル未満	<u>一二、六九</u> <u>〇円</u>			
二十キロメートル以上二十一キロメートル未満	<u>一三、二三</u> <u>〇円</u>	一一、三〇 〇円	一一、三〇 〇円		二十キロメートル以上二十一キロメートル未満	<u>一三、三四</u> <u>〇円</u>	一一、三〇 〇円	一一、三〇 〇円	
二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満	<u>一三、八八</u> <u>〇円</u>				二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満	<u>一三、九九</u> <u>〇円</u>			
二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満	<u>一四、五二</u> <u>〇円</u>				二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満	<u>一四、六四</u> <u>〇円</u>			
二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満	<u>一五、一七</u> <u>〇円</u>				二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満	<u>一五、二九</u> <u>〇円</u>			
二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満	<u>一五、八二</u> <u>〇円</u>	一三、七〇 〇円	一三、七〇 〇円		二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満	<u>一五、九四</u> <u>〇円</u>	一三、七〇 〇円	一三、七〇 〇円	
二十五キロメートル以上二十六キロメートル未満	<u>一六、四六</u> <u>〇円</u>				二十五キロメートル以上二十六キロメートル未満	<u>一六、五九</u> <u>〇円</u>			
二十六キロメートル以上二十七キロメートル未満	<u>一七、一一</u> <u>〇円</u>				二十六キロメートル以上二十七キロメートル未満	<u>一七、二四</u> <u>〇円</u>			
二十七キロメートル以上二十八キロメートル未満	<u>一七、七五</u> <u>〇円</u>				二十七キロメートル以上二十八キロメートル未満	<u>一七、八九</u> <u>〇円</u>			
二十八キロメートル以上二十九キロメートル未満	<u>一八、四〇</u> <u>〇円</u>				二十八キロメートル以上二十九キロメートル未満	<u>一八、五四</u> <u>〇円</u>			
二十九キロメートル以上三十キロメートル未満	<u>一九、〇四</u> <u>〇円</u>				二十九キロメートル以上三十キロメートル未満	<u>一九、一九</u> <u>〇円</u>			

改正後					改正前				
三十キロメートル以上三十一キロメートル未満	<u>一九、六九</u> 〇円	一六、一〇 〇円	一六、一〇 〇円		三十キロメートル以上三十一キロメートル未満	<u>一九、八五</u> 〇円	一六、一〇 〇円	一六、一〇 〇円	
三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満	<u>二〇、三三</u> 〇円				三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満	<u>二〇、五〇</u> 〇円			
三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満	<u>二〇、九八</u> 〇円				三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満	<u>二一、一五</u> 〇円			
三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満	<u>二一、六三</u> 〇円				三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満	<u>二一、八〇</u> 〇円			
三十四キロメートル以上三十五キロメートル未満	<u>二二、二七</u> 〇円				三十四キロメートル以上三十五キロメートル未満	<u>二二、四五</u> 〇円			
三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満	<u>二二、九二</u> 〇円	一八、五〇 〇円	一八、五〇 〇円		三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満	<u>二三、一〇</u> 〇円	一八、五〇 〇円	一八、五〇 〇円	
三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満	<u>二四、三一</u> 〇円				三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満	<u>二四、五〇</u> 〇円			
三十七キロメートル以上三十八キロメートル未満	<u>二四、九六</u> 〇円				三十七キロメートル以上三十八キロメートル未満	<u>二五、一五</u> 〇円			
三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満	<u>二五、六〇</u> 〇円				三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満	<u>二五、八〇</u> 〇円			
三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	<u>二六、二五</u> 〇円				三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	<u>二六、四五</u> 〇円			
四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	<u>二八、〇一</u> 〇円	二〇、九〇 〇円	二〇、九〇 〇円		四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	<u>二八、二二</u> 〇円	二〇、九〇 〇円	二〇、九〇 〇円	
四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	<u>二八、六六</u> 〇円				四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	<u>二八、八七</u> 〇円			
四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	<u>二九、三〇</u> 〇円				四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	<u>二九、五二</u> 〇円			
四十三キロメートル以上四十四	<u>二九、九五</u>				四十三キロメートル以上四十四	<u>三〇、一七</u>			

改正後					改正前				
キロメートル未満	<u>〇円</u>				キロメートル未満	<u>〇円</u>			
四十四キロメートル以上四十五 キロメートル未満	<u>三一、五三</u> <u>〇円</u>				四十四キロメートル以上四十五 キロメートル未満	<u>三一、七五</u> <u>〇円</u>			
四十五キロメートル以上四十六 キロメートル未満	<u>三二、一七</u> <u>〇円</u>				四十五キロメートル以上四十六 キロメートル未満	<u>三二、四〇</u> <u>〇円</u>			
四十六キロメートル以上四十七 キロメートル未満	<u>三二、八二</u> <u>〇円</u>				四十六キロメートル以上四十七 キロメートル未満	<u>三三、〇六</u> <u>〇円</u>			
四十七キロメートル以上四十八 キロメートル未満	<u>三三、四六</u> <u>〇円</u>	二一、八〇 〇円	二一、八〇 〇円		四十七キロメートル以上四十八 キロメートル未満	<u>三三、七一</u> <u>〇円</u>	二一、八〇 〇円	二一、八〇 〇円	
四十八キロメートル以上四十九 キロメートル未満	<u>三四、八八</u> <u>〇円</u>				四十八キロメートル以上四十九 キロメートル未満	<u>三五、一三</u> <u>〇円</u>			
四十九キロメートル以上五十キ ロメートル未満	<u>三五、五二</u> <u>〇円</u>				四十九キロメートル以上五十キ ロメートル未満	<u>三五、七八</u> <u>〇円</u>			
五十キロメートル以上五十一キ ロメートル未満	<u>三六、一七</u> <u>〇円</u>				五十キロメートル以上五十一キ ロメートル未満	<u>三六、四三</u> <u>〇円</u>			
五十一キロメートル以上五十二 キロメートル未満	<u>三六、八一</u> <u>〇円</u>				五十一キロメートル以上五十二 キロメートル未満	<u>三七、〇八</u> <u>〇円</u>			
五十二キロメートル以上五十三 キロメートル未満	<u>三八、一二</u> <u>〇円</u>	二二、七〇 〇円	二二、七〇 〇円		五十二キロメートル以上五十三 キロメートル未満	<u>三八、三九</u> <u>〇円</u>	二二、七〇 〇円	二二、七〇 〇円	
五十三キロメートル以上五十四 キロメートル未満	<u>三八、七七</u> <u>〇円</u>				五十三キロメートル以上五十四 キロメートル未満	<u>三九、〇四</u> <u>〇円</u>			
五十四キロメートル以上五十五 キロメートル未満	<u>三九、四一</u> <u>〇円</u>				五十四キロメートル以上五十五 キロメートル未満	<u>三九、六九</u> <u>〇円</u>			
五十五キロメートル以上五十六 キロメートル未満	<u>四〇、〇六</u> <u>〇円</u>	二三、六〇 〇円	二三、六〇 〇円		五十五キロメートル以上五十六 キロメートル未満	<u>四〇、三四</u> <u>〇円</u>	二三、六〇 〇円	二三、六〇 〇円	
五十六キロメートル以上五十七 キロメートル未満	<u>四一、二七</u> <u>〇円</u>				五十六キロメートル以上五十七 キロメートル未満	<u>四一、五六</u> <u>〇円</u>			

改正後					改正前				
五十七キロメートル以上五十八 キロメートル未満	<u>四一、九二</u> 〇円				五十七キロメートル以上五十八 キロメートル未満	<u>四二、二一</u> 〇円			
五十八キロメートル以上五十九 キロメートル未満	<u>四二、五六</u> 〇円				五十八キロメートル以上五十九 キロメートル未満	<u>四二、八六</u> 〇円			
五十九キロメートル以上六十キ ロメートル未満	<u>四三、二一</u> 〇円				五十九キロメートル以上六十キ ロメートル未満	<u>四三、五一</u> 〇円			
六十キロメートル以上六十一キ ロメートル未満	<u>四四、三五</u> 〇円	二四、五〇 〇円	二四、五〇 〇円		六十キロメートル以上六十一キ ロメートル未満	<u>四四、六六</u> 〇円	二四、五〇 〇円	二四、五〇 〇円	
六十一キロメートル以上六十二 キロメートル未満	<u>四五、〇〇</u> 〇円				六十一キロメートル以上六十二 キロメートル未満	<u>四五、三二</u> 〇円			
六十二キロメートル以上六十三 キロメートル未満	<u>四五、六五</u> 〇円				六十二キロメートル以上六十三 キロメートル未満	<u>四五、九七</u> 〇円			
六十三キロメートル以上六十四 キロメートル未満	<u>四六、二九</u> 〇円				六十三キロメートル以上六十四 キロメートル未満	<u>四六、六二</u> 〇円			
六十四キロメートル以上六十五 キロメートル未満	<u>四七、三七</u> 〇円				六十四キロメートル以上六十五 キロメートル未満	<u>四七、七〇</u> 〇円			
六十五キロメートル以上六十六 キロメートル未満	<u>四八、〇一</u> 〇円				六十五キロメートル以上六十六 キロメートル未満	<u>四八、三五</u> 〇円			
六十六キロメートル以上六十七 キロメートル未満	<u>四八、六六</u> 〇円				六十六キロメートル以上六十七 キロメートル未満	<u>四九、〇〇</u> 〇円			
六十七キロメートル以上六十八 キロメートル未満	<u>四九、三〇</u> 〇円				六十七キロメートル以上六十八 キロメートル未満	<u>四九、六五</u> 〇円			
六十八キロメートル以上六十九 キロメートル未満	<u>五〇、三四</u> 〇円				六十八キロメートル以上六十九 キロメートル未満	<u>五〇、六九</u> 〇円			
六十九キロメートル以上七十キ ロメートル未満	<u>五〇、九八</u> 〇円				六十九キロメートル以上七十キ ロメートル未満	<u>五一、三四</u> 〇円			
七十キロメートル以上七十一キ	<u>五一、六三</u>				七十キロメートル以上七十一キ	<u>五一、九九</u>			

改正後					改正前				
	ロメートル未満	<u>〇円</u>				ロメートル未満	<u>〇円</u>		
	七十一キロメートル以上七十二 キロメートル未満	<u>五二、二八</u> <u>〇円</u>				七十一キロメートル以上七十二 キロメートル未満	<u>五二、六四</u> <u>〇円</u>		
	七十二キロメートル以上	<u>一七五円</u> を <u>十三・四</u> で 除して得た 額に二・三 一円を加え た額に片道 の使用距離 から算出し た数（キロ メートルを 単位とする 片道の使用 距離の整数 部分に〇・ 五を加えた 数をい う。）を乗 じ、その額 に四十二を 乗じて得た 額に六、四 六〇円を加 えて得た額 （その額に 一〇円に満				七十二キロメートル以上	<u>一七四円</u> を <u>十三・二</u> で 除して得た 額に二・三 一円を加え た額に片道 の使用距離 から算出し た数（キロ メートルを 単位とする 片道の使用 距離の整数 部分に〇・ 五を加えた 数をい う。）を乗 じ、その額 に四十二を 乗じて得た 額に六、四 六〇円を加 えて得た額 （その額に 一〇円に満		

改正後					改正前				
		たない端数 があるとき は、これを 四捨五入し て得た額)				たない端数 があるとき は、これを 四捨五入し て得た額)			
別表第五（第十九条関係）					別表第五（第十九条関係）				
交通用具の種類 片道の使用距離	自動車又は原動機付自転車		自転車		交通用具の種類 片道の使用距離	自動車又は原動機付自転車		自転車	
	四輪のもの	二輪のもの				四輪のもの	二輪のもの		
二キロメートル以上三キロメートル未満	一〇〇円	一〇〇円	一一〇円		二キロメートル以上三キロメートル未満	一〇〇円	一〇〇円	一一〇円	
三キロメートル以上四キロメートル未満	一一〇円				三キロメートル以上四キロメートル未満	一一〇円			
四キロメートル以上五キロメートル未満	一四〇円				四キロメートル以上五キロメートル未満	一四〇円			
五キロメートル以上六キロメートル未満	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円		五キロメートル以上六キロメートル未満	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	
六キロメートル以上七キロメートル未満	二〇〇円				六キロメートル以上七キロメートル未満	二〇〇円			
七キロメートル以上八キロメートル未満	二三〇円				七キロメートル以上八キロメートル未満	二三〇円			
八キロメートル以上九キロメートル未満	二六〇円				八キロメートル以上九キロメートル未満	二六〇円			
九キロメートル以上十キロメートル未満	二九〇円				九キロメートル以上十キロメートル未満	二九〇円			
十キロメートル以上十一キロメートル未満	<u>三二〇円</u>	三一〇円	三一〇円		十キロメートル以上十一キロメートル未満	<u>三三〇円</u>	三一〇円	三一〇円	
十一キロメートル以上十二キロ	<u>三五〇円</u>				十一キロメートル以上十二キロ	<u>三六〇円</u>			

改正後					改正前				
	メートル未満					メートル未満			
	十二キロメートル以上十三キロメートル未満	<u>三八〇円</u>				十二キロメートル以上十三キロメートル未満	<u>三九〇円</u>		
	十三キロメートル以上十四キロメートル未満	<u>四一〇円</u>				十三キロメートル以上十四キロメートル未満	<u>四二〇円</u>		
	十四キロメートル以上十五キロメートル未満	四五〇円				十四キロメートル以上十五キロメートル未満	四五〇円		
	十五キロメートル以上十六キロメートル未満	四八〇円	四二〇円	四二〇円		十五キロメートル以上十六キロメートル未満	四八〇円	四二〇円	四二〇円
	十六キロメートル以上十七キロメートル未満	五一〇円				十六キロメートル以上十七キロメートル未満	五一〇円		
	十七キロメートル以上十八キロメートル未満	五四〇円				十七キロメートル以上十八キロメートル未満	五四〇円		
	十八キロメートル以上十九キロメートル未満	五七〇円				十八キロメートル以上十九キロメートル未満	五七〇円		
	十九キロメートル以上二十キロメートル未満	六〇〇円	五四〇円	五四〇円		十九キロメートル以上二十キロメートル未満	六〇〇円	五四〇円	五四〇円
	二十キロメートル以上二十一キロメートル未満	<u>六三〇円</u>				二十キロメートル以上二十一キロメートル未満	<u>六四〇円</u>		
	二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満	<u>六六〇円</u>				二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満	<u>六七〇円</u>		
	二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満	<u>六九〇円</u>				二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満	<u>七〇〇円</u>		
	二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満	<u>七二〇円</u>				二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満	<u>七三〇円</u>		
	二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満	<u>七五〇円</u>				二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満	<u>七六〇円</u>		

改正後					改正前				
	二十五キロメートル以上二十六 キロメートル未満	<u>七八〇円</u>	六五〇円	六五〇円	二十五キロメートル以上二十六 キロメートル未満	<u>七九〇円</u>	六五〇円	六五〇円	
	二十六キロメートル以上二十七 キロメートル未満	<u>八一〇円</u>			二十六キロメートル以上二十七 キロメートル未満	<u>八二〇円</u>			
	二十七キロメートル以上二十八 キロメートル未満	八五〇円			二十七キロメートル以上二十八 キロメートル未満	八五〇円			
	二十八キロメートル以上二十九 キロメートル未満	八八〇円			二十八キロメートル以上二十九 キロメートル未満	八八〇円			
	二十九キロメートル以上三十キ ロメートル未満	九一〇円			二十九キロメートル以上三十キ ロメートル未満	九一〇円			
	三十キロメートル以上三十一キ ロメートル未満	<u>九四〇円</u>	七七〇円	七七〇円	三十キロメートル以上三十一キ ロメートル未満	<u>九五〇円</u>	七七〇円	七七〇円	
	三十一キロメートル以上三十二 キロメートル未満	<u>九七〇円</u>			三十一キロメートル以上三十二 キロメートル未満	<u>九八〇円</u>			
	三十二キロメートル以上三十三 キロメートル未満	<u>一、〇〇〇 円</u>			三十二キロメートル以上三十三 キロメートル未満	<u>一、〇一〇 円</u>			
	三十三キロメートル以上三十四 キロメートル未満	<u>一、〇三〇 円</u>			三十三キロメートル以上三十四 キロメートル未満	<u>一、〇四〇 円</u>			
	三十四キロメートル以上三十五 キロメートル未満	<u>一、〇六〇 円</u>			三十四キロメートル以上三十五 キロメートル未満	<u>一、〇七〇 円</u>			
	三十五キロメートル以上三十六 キロメートル未満	<u>一、〇九〇 円</u>	八八〇円	八八〇円	三十五キロメートル以上三十六 キロメートル未満	<u>一、一〇〇 円</u>	八八〇円	八八〇円	
	三十六キロメートル以上三十七 キロメートル未満	<u>一、一六〇 円</u>			三十六キロメートル以上三十七 キロメートル未満	<u>一、一七〇 円</u>			
	三十七キロメートル以上三十八 キロメートル未満	<u>一、一九〇 円</u>			三十七キロメートル以上三十八 キロメートル未満	<u>一、二〇〇 円</u>			
	三十八キロメートル以上三十九	<u>一、二二〇</u>			三十八キロメートル以上三十九	<u>一、二三〇</u>			

改正後					改正前				
キロメートル未満	<u>円</u>				キロメートル未満	<u>円</u>			
三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	<u>一、二五〇</u> <u>円</u>				三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	<u>一、二六〇</u> <u>円</u>			
四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	<u>一、三三〇</u> <u>円</u>				四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	<u>一、三四〇</u> <u>円</u>			
四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	<u>一、三六〇</u> <u>円</u>				四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	<u>一、三七〇</u> <u>円</u>			
四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	<u>一、四〇〇</u> <u>円</u>	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円		四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	<u>一、四一〇</u> <u>円</u>	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	
四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満	<u>一、四三〇</u> <u>円</u>				四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満	<u>一、四四〇</u> <u>円</u>			
四十四キロメートル以上四十五キロメートル未満	<u>一、五〇〇</u> <u>円</u>				四十四キロメートル以上四十五キロメートル未満	<u>一、五一〇</u> <u>円</u>			
四十五キロメートル以上四十六キロメートル未満	<u>一、五三〇</u> <u>円</u>				四十五キロメートル以上四十六キロメートル未満	<u>一、五四〇</u> <u>円</u>			
四十六キロメートル以上四十七キロメートル未満	<u>一、五六〇</u> <u>円</u>				四十六キロメートル以上四十七キロメートル未満	<u>一、五七〇</u> <u>円</u>			
四十七キロメートル以上四十八キロメートル未満	<u>一、五九〇</u> <u>円</u>	一、〇四〇 円	一、〇四〇 円		四十七キロメートル以上四十八キロメートル未満	<u>一、六一〇</u> <u>円</u>	一、〇四〇 円	一、〇四〇 円	
四十八キロメートル以上四十九キロメートル未満	<u>一、六六〇</u> <u>円</u>				四十八キロメートル以上四十九キロメートル未満	<u>一、六七〇</u> <u>円</u>			
四十九キロメートル以上五十キロメートル未満	<u>一、六九〇</u> <u>円</u>				四十九キロメートル以上五十キロメートル未満	<u>一、七〇〇</u> <u>円</u>			
五十キロメートル以上五十一キロメートル未満	<u>一、七二〇</u> <u>円</u>	一、〇八〇 円	一、〇八〇 円		五十キロメートル以上五十一キロメートル未満	<u>一、七三〇</u> <u>円</u>	一、〇八〇 円	一、〇八〇 円	
五十一キロメートル以上五十二キロメートル未満	<u>一、七五〇</u> <u>円</u>				五十一キロメートル以上五十二キロメートル未満	<u>一、七七〇</u> <u>円</u>			

改正後					改正前				
五十二キロメートル以上五十三 キロメートル未満	<u>一、八二〇</u> 円				五十二キロメートル以上五十三 キロメートル未満	<u>一、八三〇</u> 円			
五十三キロメートル以上五十四 キロメートル未満	<u>一、八五〇</u> 円				五十三キロメートル以上五十四 キロメートル未満	<u>一、八六〇</u> 円			
五十四キロメートル以上五十五 キロメートル未満	<u>一、八八〇</u> 円				五十四キロメートル以上五十五 キロメートル未満	<u>一、八九〇</u> 円			
五十五キロメートル以上五十六 キロメートル未満	<u>一、九一〇</u> 円	一、一二〇 円	一、一二〇 円		五十五キロメートル以上五十六 キロメートル未満	<u>一、九二〇</u> 円	一、一二〇 円	一、一二〇 円	
五十六キロメートル以上五十七 キロメートル未満	<u>一、九七〇</u> 円				五十六キロメートル以上五十七 キロメートル未満	<u>一、九八〇</u> 円			
五十七キロメートル以上五十八 キロメートル未満	<u>二、〇〇〇</u> 円				五十七キロメートル以上五十八 キロメートル未満	<u>二、〇一〇</u> 円			
五十八キロメートル以上五十九 キロメートル未満	<u>二、〇三〇</u> 円				五十八キロメートル以上五十九 キロメートル未満	<u>二、〇四〇</u> 円			
五十九キロメートル以上六十キ ロメートル未満	<u>二、〇六〇</u> 円	一、一七〇 円	一、一七〇 円		五十九キロメートル以上六十キ ロメートル未満	<u>二、〇七〇</u> 円	一、一七〇 円	一、一七〇 円	
六十キロメートル以上六十一キ ロメートル未満	<u>二、一一〇</u> 円				六十キロメートル以上六十一キ ロメートル未満	<u>二、一三〇</u> 円			
六十一キロメートル以上六十二 キロメートル未満	<u>二、一四〇</u> 円				六十一キロメートル以上六十二 キロメートル未満	<u>二、一六〇</u> 円			
六十二キロメートル以上六十三 キロメートル未満	<u>二、一七〇</u> 円				六十二キロメートル以上六十三 キロメートル未満	<u>二、一九〇</u> 円			
六十三キロメートル以上六十四 キロメートル未満	<u>二、二〇〇</u> 円				六十三キロメートル以上六十四 キロメートル未満	<u>二、二二〇</u> 円			
六十四キロメートル以上六十五 キロメートル未満	<u>二、二六〇</u> 円				六十四キロメートル以上六十五 キロメートル未満	<u>二、二七〇</u> 円			
六十五キロメートル以上六十六	<u>二、二九〇</u>				六十五キロメートル以上六十六	<u>二、三〇〇</u>			

改正後					改正前				
キロメートル未満	<u>円</u>				キロメートル未満	<u>円</u>			
六十六キロメートル以上六十七 キロメートル未満	<u>二、三二〇</u> <u>円</u>				六十六キロメートル以上六十七 キロメートル未満	<u>二、三三〇</u> <u>円</u>			
六十七キロメートル以上六十八 キロメートル未満	<u>二、三五〇</u> <u>円</u>				六十七キロメートル以上六十八 キロメートル未満	<u>二、三六〇</u> <u>円</u>			
六十八キロメートル以上六十九 キロメートル未満	<u>二、四〇〇</u> <u>円</u>				六十八キロメートル以上六十九 キロメートル未満	<u>二、四一〇</u> <u>円</u>			
六十九キロメートル以上七十キ ロメートル未満	<u>二、四三〇</u> <u>円</u>				六十九キロメートル以上七十キ ロメートル未満	<u>二、四四〇</u> <u>円</u>			
七十キロメートル以上七十一キ ロメートル未満	<u>二、四六〇</u> <u>円</u>				七十キロメートル以上七十一キ ロメートル未満	<u>二、四八〇</u> <u>円</u>			
七十一キロメートル以上七十二 キロメートル未満	<u>二、四九〇</u> <u>円</u>				七十一キロメートル以上七十二 キロメートル未満	<u>二、五一〇</u> <u>円</u>			
七十二キロメートル以上	別表第四の 七十二キロ メートル以 上の項に規 定する額を 二十一で除 して得た額 (その額に 一〇円に満 たない端数 があるとき は、これを 四捨五入し て得た額)				七十二キロメートル以上	別表第四の 七十二キロ メートル以 上の項に規 定する額を 二十一で除 して得た額 (その額に 一〇円に満 たない端数 があるとき は、これを 四捨五入し て得た額)			

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和六年二月二十六日教育委員会規則第七号）
 新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
○群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則 令和二年三月三十一日教育委員会規則第二十三号 附 則（令和六年二月二十六日教育委員会規則第七号） 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。 2 改正後の<u>第十八条の八第一項各号</u>に規定する公立学校等会計年度任用職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の三百十五</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。	○群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則 令和二年三月三十一日教育委員会規則第二十三号 附 則（令和六年二月二十六日教育委員会規則第七号） 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。 2 改正後の<u>第十八条の八第一項第一号から第三号までに</u>規定する公立学校等会計年度任用職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の二百五</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。

附 則（令和七年●月●日教育委員会規則第●号）
この規則は、令和七年四月一日から施行する。